

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月8日
【届出者の氏名又は名称】 / 1	KDDI株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
【電話番号】	03 - 6678 - 0712
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部 経営管理本部長 高木 憲一郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
[届出者の氏名又は名称] / 2	NJ株式会社
[届出者の住所又は所在地]	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03 - 6678 - 0712
[事務連絡者氏名]	KDDI株式会社 コーポレート統括本部 経営管理本部長 高木 憲一郎
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません。
[代理人の住所又は所在地]	同上
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
【縦覧に供する場所】	KDDI株式会社 (東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号) NJ株式会社 (東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)及びNJ株式会社(以下「NJ」といいます。)を総称して又は個別にいいます。また、KDDI及びNJを総称して「公開買付者ら」ということがあります。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジュピターテレコムをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式等についての権利を指します。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、

全て日本語で行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし、

- (注10) 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、日本以外の管轄地における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。
- (注11) 本書中の記載には、「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者ら又はそれらの関連会社若しくは代理人は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者らが有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者ら又はそれらの関連会社若しくは代理人は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 本公開買付けは、いずれも日本において設立された会社であり、日本の居住者のみを取締役として有する公開買付者らにより行われるものです。また、本公開買付けは、日本において設立され、日本でのみ株式上場している対象者の有価証券に関するものです。したがって、本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されます。
- (注13) 公開買付者ら、住友商事株式会社(以下「住友商事」といいます。)及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(SECURITIES EXCHANGE ACT OF 1934)(その後の改正を含みます。)規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったフィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年2月27日付で提出した公開買付届出書の記載事項及びその添付書類である平成25年2月27日付公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項がありましたので、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(3) 買付予定の株券等の数

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

公開買付届出書の添付書類

平成25年2月27日付公開買付開始公告

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,801,954 (株)	- (株)	- (株)

(注1) 本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、公開買付者らが本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,801,954株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(6,947,813株)に、対象者の平成24年3月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(2,226株)に同日から平成24年12月31日までの変動(対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに本新株予約権304個(普通株式304株相当)が減少したとのことです。)を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,922株)を加算した株式数(6,949,735株)から、()対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(83,168株)、()公開買付者であるK D D Iが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数(2,133,797株)、()本公開買付けに応募される予定のないK D D Iがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している本書提出日現在の対象者の普通株式数(152,904株)、及び()本公開買付けに応募する予定のない住友商事が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数(2,777,912株)を控除した株式数(1,801,954株)になります。

< 後略 >

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,801,954 (株)	- (株)	- (株)

(注1) 本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、公開買付者らが本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,801,954株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(6,947,813株)に、対象者の平成24年3月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,527株)に同日から平成24年12月31日までの変動(対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに、2012年株式報酬型新株予約権(中期インセンティブ)及び2012年株式報酬型新株予約権(長期インセンティブ)の発行により本新株予約権699個(普通株式699株相当)が増加し、本新株予約権304個(普通株式304株相当)が減少したとのことです。)を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,922株)を加算した株式数(6,949,735株)から、()対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(83,168株)、()公開買付者であるK D D Iが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数(2,133,797株)、()本公開買付けに応募される予定のないK D D Iがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している本書提出日現在の対象者の普通株式数(152,904株)、及び()本公開買付けに応募する予定のない住友商事が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数(2,777,912株)を控除した株式数(1,801,954株)になります。

< 後略 >

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	1,801,954
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	1,922
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月27日現在)(個)(d)	2,286,701
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月27日現在)(個)(g)	2,777,912
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	0
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(j)	6,864,437
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	26.24
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,801,954株)の株券等に
係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者の平成24年3
月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通
株式の数(2,226株)に同日から平成24年12月31日までの変動(対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年
12月31日までに本新株予約権304個(普通株式304株相当)が減少したとのことです。)を反映した平成24年12月31
日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,922株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月27日現在)(個)(d)」は、本書提出日現在K D D Iが
所有する株券等に係る議決権の数(2,133,797個)及び令第7条第1項第1号に基づきK D D Iの所有に準ずる株
券等に該当するK D D Iがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等に係る議決権
の数(152,904個)の合計を記載しております。

(注4) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月27日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株
券等(但し、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特
別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))が所有する株券等並びに、公開買付者であるK
D D Iが所有する株券等、令第7条第1項第1号に基づきK D D Iの所有に準ずる株券等に該当するK D D Iがみ
ずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等及び対象者が所有する自己株式を除きま
す。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注5) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者の平成24年11月7日提出の第19
期第3四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公
開買付けにおいては、本新株予約権の行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象として
いるため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った
後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発
行済株式総数(6,947,813株)から対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株
式数(83,168株)を控除した株式数(6,864,645株)に係る議決権の数(6,864,645個)に、対象者の平成24年3月
28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株
式の数(2,226株)に同日から平成24年12月31日までの変動(対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12
月31日までに本新株予約権304個(普通株式304株相当)が減少したとのことです。)を反映した平成24年12月31日
現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,922株)に係る議決権の数(1,922個)を加えた
6,866,567個を分母として計算しております。

< 後略 >

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	1,801,954
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	1,922
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月27日現在)(個)(d)	2,286,701
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月27日現在)(個)(g)	2,777,912
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	0
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(j)	6,864,437
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	26.24
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,801,954株)の株券等に
係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者の平成24年3
月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通
株式の数(1,527株)に同日から平成24年12月31日までの変動(対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年
12月31日までに、2012年株式報酬型新株予約権(中期インセンティブ)及び2012年株式報酬型新株予約権(長期イ
ンセンティブ)の発行により本新株予約権699個(普通株式699株相当)が増加し、本新株予約権304個(普通株式
304株相当)が減少したとのことです。)を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普
通株式の数(1,922株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月27日現在)(個)(d)」は、本書提出日現在K D D Iが
所有する株券等に係る議決権の数(2,133,797個)及び令第7条第1項第1号に基づきK D D Iの所有に準ずる株
券等に該当するK D D Iがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等に係る議決権
の数(152,904個)の合計を記載しております。

(注4) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月27日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株
券等(但し、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特
別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))が所有する株券等並びに、公開買付者であるK
D D Iが所有する株券等、令第7条第1項第1号に基づきK D D Iの所有に準ずる株券等に該当するK D D Iがみ
ずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等及び対象者が所有する自己株式を除きま
す。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注5) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(j)」は、対象者の平成24年11月7日提出の第19
期第3四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公
開買付けにおいては、本新株予約権の行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象として
いるため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った
後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発
行済株式総数(6,947,813株)から対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株
式数(83,168株)を控除した株式数(6,864,645株)に係る議決権の数(6,864,645個)に、対象者の平成24年3月
28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株
式の数(1,527株)に同日から平成24年12月31日までの変動(対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12

月31日までに、2012年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）及び2012年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）の発行により本新株予約権699個（普通株式699株相当）が増加し、本新株予約権304個（普通株式304株相当）が減少したとのことです。）を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922株）に係る議決権の数（1,922個）を加えた6,866,567個を分母として計算しております。

<後略>

公開買付届出書の添付書類

平成25年2月27日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

利害関係を有しない対象者の取締役全員の承認及び監査役全員の同意

(訂正前)

対象者によれば、対象者は、住友商事及びK D D Iからの本取引に関する説明、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを含む三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの助言、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。かかる協議、検討を経た結果、対象者は、平成25年2月26日開催の取締役会において本賛同表明等を行う決議を行うに至ったとのことです。

また、対象者は、平成24年10月24日開催の取締役会において、上記「3. 買付け等の目的」、「(2) 本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針等」、「()平成24年10月24日までの経緯」記載のとおり10月付賛同予定決議を行ったとのことです。

<後略>

(訂正後)

対象者によれば、対象者は、住友商事及びK D D Iからの本取引に関する説明、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを含む三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの助言、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。かかる協議、検討を経た結果、対象者は、平成25年2月26日開催の取締役会において本賛同表明等を行う決議を行うに至ったとのことです。

また、対象者は、平成24年10月24日開催の取締役会において、上記「(2) 本公開買付けの背景及び目的、本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針等」、「()平成24年10月24日までの経緯」記載のとおり10月付賛同予定決議を行ったとのことです。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,801,954 (株)	- (株)	- (株)

(注1) 本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、公開買付者らが本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,801,954株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(6,947,813株)に、対象者の平成24年3月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(2,226株)に同日から平成24年12月31日までの変動(対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに本新株予約権304個(普通株式304株相当)が減少したとのことです。)を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,922株)を加算した株式数(6,949,735株)から、()対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(83,168株)、()公開買付者であるK D D Iが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数(2,133,797株)、()本公開買付けに応募される予定のないK D D Iがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している本書提出日現在の対象者の普通株式数(152,904株)、及び()本公開買付けに応募する予定のない住友商事が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数(2,777,912株)を控除した株式数(1,801,954株)になります。

<後略>

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,801,954 (株)	- (株)	- (株)

(注1) 本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、公開買付者らが本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,801,954株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(6,947,813株)に、対象者の平成24年3月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,527株)に同日から平成24年12月31日までの変動(対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに、2012年株式報酬型新株予約権(中期インセンティブ)及び2012年株式報酬型新株予約権(長期インセンティブ)の発行により本新株予約権699個(普通株式699株相当)が増加し、本新株予約権304個(普通株式304株相当)が減少したとのことです。)を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,922株)を加算した株式数(6,949,735株)から、()対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(83,168株)、()公開買付者であるK D D Iが所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数(2,133,797株)、()本公開買付けに応募される予定のないK D D Iがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している本書提出日現在の対象者の普通株式数(152,904株)、及び()本公開買付けに応募する予定のない住友商事が所有する本書提出日現在の対象者の普通株式数(2,777,912株)を控除した株式数(1,801,954株)になります。

<後略>

(訂正前)

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合 26.24%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,801,954株)の株券等に係る議決権の数(1,801,954個)です。

(注2) 本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、その分母を、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(6,947,813株)から対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の自己株式数(83,168株)を控除した株式数(6,864,645株)に係る議決権の数(6,864,645個)に、対象者の平成24年3月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(2,226株)に同日から平成24年12月31日までの変動(対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに本新株予約権304個(普通株式304株相当)が減少したとのことです。)を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,922株)に係る議決権の数(1,922個)を加えた6,866,567個を分母として計算しております(以下、後記(7)及び(8)において同様です。)

<後略>

(訂正後)

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合 26.24%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,801,954株)の株券等に係る議決権の数(1,801,954個)です。

(注2) 本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、その分母を、対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(6,947,813株)から対象者決算短信に記載された平成24年12月31日現在の自己株式数(83,168株)を控除した株式数(6,864,645株)に係る議決権の数(6,864,645個)に、対象者の平成24年3月28日提出の第18期有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,527株)に同日から平成24年12月31日までの変動(対象者によれば、平成23年12月31日から平成24年12月31日までに、2012年株式報酬型新株予約権(中期インセンティブ)及び2012年株式報酬型新株予約権(長期インセンティブ)の発行により本新株予約権699個(普通株式699株相当)が増加し、本新株予約権304個(普通株式304株相当)が減少したとのことです。)を反映した平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数(1,922株)に係る議決権の数(1,922個)を加えた6,866,567個を分母として計算しております(以下、後記(7)及び(8)において同様です。)

<後略>